

## 別冊 3

### 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則3（料金についての経過措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額、附則3（料金についての経過措置）(3)に定める一括前払割引額ならびに附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）および附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、附則3（料金についての経過措置）(2)に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点第1位で四捨五入しております。

#### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	169.79	15.44
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	290.07	26.37
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	530.64	48.24
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	771.21	70.11
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,252.35	113.85
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,252.35	113.85
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	450.84	40.99
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	810.37	73.67
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810.37	73.67

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A 最低料金 1 契約につき最初の 8 キロワット時 まで	321.42	29.22
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	30.00	2.73
従量電灯 B 基本料金 契約電流 10 アンペア	295.24	26.84
契約電流 15 アンペア	442.86	40.26
契約電流 20 アンペア	590.48	53.68
契約電流 30 アンペア	885.72	80.52
契約電流 40 アンペア	1,180.96	107.36
契約電流 50 アンペア	1,476.20	134.20
契約電流 60 アンペア	1,771.44	161.04
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	30.00	2.73
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	36.60	3.33
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	40.69	3.70
最低月額料金 1 契約につき	321.42	29.22
従量電灯 C 基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつ き	295.24	26.84
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	30.00	2.73
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき	36.60	3.33
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ ト時につき	40.69	3.70
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの場 合	10.55	0.96
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	21.11	1.92
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトア ンペアまでごとに	21.11	1.92
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	211.18	19.20
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	211.18	19.20

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 B 基本料金 契約電流10アンペアにつき	324.76	29.52
電力量料金 1キロワット時につき	44.76	4.07
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	324.76	29.52
電力量料金 1キロワット時につき	44.76	4.07
公衆街路灯 A 需要家料金 1契約につき	49.50	4.50
電灯料金 10ワットまでの1灯につき	157.61	14.33
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	271.21	24.66
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	498.40	45.31
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	725.59	65.96
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,179.98	107.27
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,179.98	107.27
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	418.86	38.08
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	750.78	68.25
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	750.78	68.25
公衆街路灯 B 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	267.74	24.34
電力量料金 1キロワット時につき	30.17	2.74
最低月額料金 1契約につき	310.42	28.22
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,081.54	98.32
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	27.49	2.50
その他季料金	25.92	2.36

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力	円	円
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	275.34	25.03
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき	32.99	3.00
夏季料金	31.10	2.83
その他季料金		
農事用電力		
基本料金 契約電力1キロワットにつき	456.46	41.50
電力量料金 1キロワット時につき	23.24	2.11
夏季料金	22.06	2.01
その他季料金		

(2) 附則3（料金についての経過措置）(1)に定める電化厨房住宅割引上限額

単位	電化厨房住宅 割引上限額	消費税等相当額
1契約につき	円 550.00	円 50.00

(3) 附則3（料金についての経過措置）(2)に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
1契約につき	円 55	円 5

(4) 附則3（料金についての経過措置）(3)に定める一括前払割引額

区分および単位	一括前払割引額	消費税等相当額
1契約につき	円	円
1年型	11.00	1.00
半年型	8.80	0.80

(5) 附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最低料金	円	円
1契約につき最初の8キロワット時 まで	310.42	28.22
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	30.17	2.74

- (6) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
契約使用期間 毎年最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	5,243.60	476.69
1キロワット	7,956.25	723.30
2キロワット	13,054.77	1,186.80
3キロワット	18,205.67	1,655.06
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,721.25	338.30
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	58.56	5.32
1キロワット	101.67	9.24
2キロワット	203.43	18.49
3キロワット	301.79	27.44
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	92.87	8.44
(燃料費調整の基準単価) 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.300	0.027
1キロワット	0.601	0.055
2キロワット	1.201	0.109
3キロワット	1.802	0.164
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.601	0.055

- (7) 附則7（電力需要の基本料金についての経過措置）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,138.46	103.50
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	456.46	41.50

## (8) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	4.237	0.385
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場 合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの場 合1キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.201	0.109
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.183	0.017